

保護者 様

伊丹市立神津小学校
校長 米田 博一

出席停止について

学校保健安全法等により、右記の感染症については感染の拡がりを防ぐため、出席停止になります。

病気が治って登校する際は、下記の「出席停止解除証明書」を病院にて医師に記入していただき、学校へ提出くださいますようお願いいたします。

なお、第二種のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症につきましては、保護者が「出席停止期間報告書」を記入し、登校時に学校へ提出くださいますようお願いいたします。

出席停止解除証明書

伊丹市立神津小学校

年 組 名前

病名〔 〕

上記のため 年 月 日から療養中であったが、主要症状が消退し、伝染のおそれがないものと認め、
年 月 日より出席停止を解除します。

年 月 日

住 所

主治医名

㊞

【 学校感染症の出席停止期間の基準 】

	病名		期間の基準	備考
第一種	※ ¹		治癒するまで。	出席停止解除証明書 あり
第二種	インフルエンザ		発症後5日経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで。	(幼) 出席停止解除証明書 あり (小・中・高・特) 出席停止期間報告書 あり
	新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。	出席停止期間報告書 あり
	百日咳		特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。	出席停止解除証明書 あり
	麻疹(はしか)		解熱後3日を経過するまで。	出席停止解除証明書 あり
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	出席停止解除証明書 あり
	風しん(三日ばしか)		発しんが消失するまで。	出席停止解除証明書 あり
	水痘(水ぼうそう)		すべての発しんがかさぶたになるまで。	出席停止解除証明書 あり
	咽頭結膜炎(プール熱)		主要症状が消退した後2日を経過するまで。	出席停止解除証明書 あり
	結核		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	髄膜炎菌性髄膜炎		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。(治癒するまでが望ましい)	出席停止解除証明書 あり
	腸管出血性大腸菌感染症		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	流行性角結膜炎		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	急性出血性結膜炎		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	その他の感染症の例	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。 ※学校で重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐために、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置を講じることができる。
		ウイルス性肝炎	A型： 肝機能が正常になれば登校可能。 B型： 基本的に出席停止不要	
		手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能。	
		伝染性紅斑(りんご病)	発しんのみで全身状態が良ければ登校可能。	
		ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校可能。	
		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能。	
感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)		下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良ければ登校可能。		

※¹エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザ)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症も第一種の感染症とみなす